

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	北海道立職業能力開発支援センター条例
根拠条項	第12条第3項
許認可等の種類	利用料金の額の承認及び変更の承認
法令の定め	北海道立職業能力開発支援センター条例 第12条第3項 北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則 第4条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者から申請された利用料金の額が、条例12条第3項の別表に定める額の範囲内の額であるか。</li><li>・申請された利用料金の額が著しく不合理なものではないか。</li></ul>
標準処理期間	総期間 5日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課産業訓練係(電話番号:011-204-5357)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )